

風致地区内における行為の取り扱い

許可を受けなければならない行為		許可受けることを要しない行為			市長に協議が必要な行為	市長へ通知が必要な行為							
1	建築物の新築、改築、増築	都市計画事業の施行として行う行為	国、新潟県若しくは本市又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為	非常災害のため必要な応急措置として行う行為	新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であり、かつ、新築、改築又は増築後の建築物の高さが8メートル以下であるもの(行為後の建築物が第5条第1項第1号に規定する基準に適合しないこととなるものを除く。)	法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。 ア 建築物の新築、改築、増築又は移転 イ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。)	次に掲げる事業又は業務の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)	農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 建築物の新築、改築、増築又は移転 イ 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)	国、新潟県若しくは本市の機関又は次に掲げる法人 (1)独立行政法人都市再生機構 (2)国立研究開発法人森林研究・整備機構(国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成11年法律第198号)第13条第1項第4号(附帯する業務を含む。))又は附則第6条若しくは第8条の規定により行う行為に限る。)	(1) 高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道を除く。))との連絡する施設の新設及び改築を除く。)		
2	建築物の移転				移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの	イ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。)	ウ 高さ1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの	ウ 高さ1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	イ 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務	ウ 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)による有線ラジオ放送業務(共同聴取業務に限る。)	オ 水面の埋立て又は干拓	(3)独立行政法人労働者健康安全機構 (4)独立行政法人水資源機構 (5)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (6)独立行政法人環境再生保全機構 (7)独立行政法人中小企業基盤整備機構	(2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)
3	その他工作物の新築、改築、増築又は移転				次に掲げる工作物 ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物 イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台	イ 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物 イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台	エ 面積が10平方メートル以下、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの	エ 面積が10平方メートル以下	イ 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務	ウ 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)による有線ラジオ放送業務(共同聴取業務に限る。)	エ 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送業務(同時再送信の業務に限る。)	(1) 独立行政法人水資源開発施設に係る部分に限る。)	
4	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更				面積が10平方メートル以下、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの	ウ 高さ1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	エ 面積が10平方メートル以下、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの	エ 面積が10平方メートル以下、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの	イ 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務	ウ 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)による有線ラジオ放送業務(共同聴取業務に限る。)	エ 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送業務(同時再送信の業務に限る。)	(2) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防施設の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)	
5	木竹の伐採				次に掲げる木竹の伐採 ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採 イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 エ 仮植した木竹の伐採 オ 前各号及び次号から第15号までの各号に掲げる行為並びに別表第1に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採	次に掲げる木竹の伐採 ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採 イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 エ 仮植した木竹の伐採 オ 前各号及び次号から第15号までの各号に掲げる行為並びに別表第1に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採	その採取による地形の変更が第7号に規定する宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更と同程度のもの	その採取による地形の変更が第7号に規定する宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更と同程度のもの	イ 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務	ウ 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)による有線ラジオ放送業務(共同聴取業務に限る。)	エ 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送業務(同時再送信の業務に限る。)	(7) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為 (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為 (9) 森林法(昭和26年法律第249号)第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為 (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為 (11) 森林法第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為 (12) 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)	
6	土石の類の採取				その採取による地形の変更が第7号に規定する宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更と同程度のもの	オ 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がウに規定する宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更と同程度のもの	面積が10平方メートル以下	面積が10平方メートル以下	イ 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務	ウ 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)による有線ラジオ放送業務(共同聴取業務に限る。)	エ 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送業務(同時再送信の業務に限る。)	(12) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)	
7	水面の埋立て又は干拓				面積が10平方メートル以下	カ 建築物等の色彩の変更で、第10号に該当しないもの	面積が10平方メートル以下	面積が10平方メートル以下	イ 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務	ウ 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)による有線ラジオ放送業務(共同聴取業務に限る。)	エ 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送業務(同時再送信の業務に限る。)	(13) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。)	
8	建築物等の色彩の変更				建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋りょう、鉄塔その他これらに類するもの以外	キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆(たい)積で、高さが1.5メートルを超えるもの	面積が10平方メートル以下	面積が10平方メートル以下	イ 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務	ウ 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)による有線ラジオ放送業務(共同聴取業務に限る。)	エ 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送業務(同時再送信の業務に限る。)	(14) 独立行政法人水資源機構が行う水資源開発施設に係る行為	
9	屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)				面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートルを越えないもの。	キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆(たい)積で、高さが1.5メートルを超えるもの	面積が10平方メートル以下	面積が10平方メートル以下	イ 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務	ウ 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)による有線ラジオ放送業務(共同聴取業務に限る。)	エ 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送業務(同時再送信の業務に限る。)	(15) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者が行う鉄道事業又は索道事業者が行う索道事業で、一般の需要に供するものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)	
									(16) 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の敷設(駅等の建設を除く。)				
									(17) 海岸法(昭和31年法律第101号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為				
									(18) 航路標識法(昭和24年法律第99号)による航路標識の設置又は管理に係る行為				
									(19) 港則法(昭和23年法律第174号)による信号所の設置又は管理に係る行為				
									(20) 航空法(昭和27年法律第231号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為				
									(21) 気象、海象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為				
									(22) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為				
									(23) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設(同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。)				
									(24) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為				
									(25) 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為				
									(26) 放送法第2条第2号に規定する幹線放送の事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為				
									(27) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)				
									(28) ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)				
									(29) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為				
									(30) 道路交通法(昭和35年法律第105号)による信号機の設置又は管理に係る行為				
									(31) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為				
									(32) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為				
									(33) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は新潟県立自然公園条例(昭和43年新潟県条例第28号)による公園事業で、これに相当するものの執行に係る行為				
									(34) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為				